



資料編

1 策定経過

(1) 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の開催経過

開催日等	審議内容等
平成 29 年 2 月 13 日	第 1 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 第 8 次松阪市高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の策定に係るスケジュールについて (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施について
平成 29 年 5 月 23 日	第 2 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 介護保険制度改正の概要について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果報告について
平成 29 年 7 月 11 日	第 3 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 在宅介護実態調査の結果報告について (2) 高齢者に対する松阪市の取組みについて
平成 29 年 9 月 20 日	第 4 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 松阪市介護保険事業意見交換会の開催結果について (2) 第 6 期介護保険事業計画期間（平成 27、28 年度）における介護サービスの利用状況等について ～認定状況、保険給付費の推移など～
平成 29 年 10 月 23 日	第 5 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 次期計画期間における施策の展開について
平成 29 年 11 月 22 日	第 6 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 次期計画期間における施策の展開について（2 回目）

開催日等	審議内容等
平成 29 年 12 月 7 日	第 7 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 松阪市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（素案）について
平成 30 年 1 月 22 日	第 8 回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 (1) 松阪市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）及び答申（案）について

(2) 調査等の実施経過

期間等	調査内容等
平成 29 年 1 月 5 日 ～ 平成 29 年 3 月 21 日	在宅介護実態調査
平成 29 年 3 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 15 日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
平成 29 年 3 月 7 日 ～ 平成 29 年 3 月 24 日	介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート
平成 29 年 8 月 19 日 平成 29 年 8 月 20 日 平成 29 年 8 月 26 日	松阪市介護保険事業意見交換会（市内 3 会場）
平成 29 年 12 月 19 日 ～ 平成 30 年 1 月 12 日	松阪市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画に対するパブリックコメント

2 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則

○松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則

平成22年3月31日規則第11号

改正

平成23年5月25日規則第31号

平成26年3月31日規則第30号

平成29年3月23日規則第11号

松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則

(設置)

第1条 本市における老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画を策定するため、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための企画、立案、推進に関すること。
- (2) その他前号の事務遂行のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 保健及び医療機関の代表者
- (4) 介護サービス事業者の代表者
- (5) ボランティア団体等の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月25日規則第31号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第30号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委嘱を受けている委員の任期については、この規則による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3

委員名簿

規則第3条に規定の委員	委員選出団体		委員氏名
学識経験者	三重短期大学		長友 薫輝
	皇學館大学		山路 克文
公共的団体の役員及び職員	松阪市自治会連合会		渡邊 幸香
	松阪市公民館連絡協議会	平成 29 年 2 月～4 月	日高 晴美
		平成 29 年 5 月～	常保 尚郎
	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会		竹田 和代
	松阪市老人クラブ連合会		服部 八恵子
	松阪市民生委員児童委員協議会連合会	平成 29 年 2 月～9 月	加藤 隆元
平成 29 年 10 月～		中川 長子	
保健及び医療機関の代表者	三重県松阪保健所	平成 29 年 2 月～4 月	星野 郁子
		平成 29 年 5 月～	湯浅 菜美
	公益社団法人 松阪地区医師会		志田 幸雄
	一般社団法人 松阪地区薬剤師会		長島 喜久雄
	一般社団法人 松阪地区歯科医師会		平木 陽子
	公益社団法人 三重県看護協会松阪支部		田中 まり子
介護サービス事業者の代表者	一般社団法人 三重県介護支援専門員協会松阪支部		青木 浩乃
	松阪市介護サービス事業者等連絡協議会		奥田 隆利
ボランティア団体等の代表者	松阪市ボランティア連絡協議会		島岡 俊子
	松阪市介護相談員		松野 勇
その他市長が必要と認める者	市民委員		山口 直美
	市民委員		長崎 直子
	市民委員		田中 安子

4 用語解説

【あ行】

ICT

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー
Information and Communication Technologyの略で、パソコンやスマートフォンなどの情報通信技術のこと。

一般高齢者

要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者のこと。

インセンティブ

主に目標を達成するための刺激や誘因で、最終的には金銭面で有利になるような方向で実施される方策のこと。

NPO

ノン プロフィット オーガニゼーション
Non Profit Organizationの略で、非営利活動を行う非政府、民間の組織。

お元気応援ポイント事業

介護予防や健康増進を図ることを目的に、宅老所・サロンなどへの参加者に対してポイントを付与する事業。

【か行】

介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設

介護給付

要介護1から5までの方が利用する介護サービスの費用うち、保険者が負担する9割又は8割分のこと。

介護給付費通知

介護保険サービスを利用した方に対して自身が利用したサービスの自己負担額と介護給付の額をお知らせする通知のこと。

介護支援専門員

要介護者・要支援者の相談に応じ、身体状況等に応じた介護サービスを受けられるよう、サービス事業所との連絡を行う者で、専門知識や技術について学び、介護支援専門員証の交付を受けている。

介護保険法

高齢化に対応し、高齢者を国民の共同連帯のもと支えるしくみとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律（平成9年12月に公布、平成12年4月に施行）。

介護予防

高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

介護予防いきいきサポーター

地域の介護予防を推進するための養成講座を受講したボランティア。自身の介護予防に留まらず、健康づくり・介護予防の必要性を地域に広めている。

介護離職

身近な方の介護を行うため、現在の仕事を退職してしまうこと。仕事を辞めることで収入の減少や、社会との繋がりが希薄になるなどの問題や、また企業にとっても経験・知識を持った人材を失うなど大きな社会問題となっている。

介護療養型医療施設

療養病床等を備えた病院又は診療所であって、都道府県知事の指定を受けたもの。入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所定員が30人以上の特別養護老人ホーム。入所者の要介護度に応じ①日常生活上の世話②機能訓練③健康管理④療養上の世話を行う。

介護老人保健施設

入所者の介護度に応じ①看護②医学的管理下での介護③機能訓練等の必要な医療④日常生活上の世話を行い、在宅生活への復帰をめざしてサービスの提供を行う。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを組み合わせ、介護と看護を一体的に提供し、医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支えるサービス。

基準緩和型サービス

介護保険制度に基づく介護サービス事業の人員や運営等の基準を緩和したサービス。

キャラバン・メイト

認知症キャラバン・メイト。認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役。キャラバン・メイト養成研修を受講した方で、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録されたボランティア。

共生型サービス

介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくし、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けるようにすること。

居宅介護支援

在宅の要介護者の状況に応じてケアプランを作成し、このケアプランに基づいたサービスが利用することができるよう支援すること。

居宅介護支援事業所

介護支援専門員が所属し、在宅におけるケアプランの作成や、サービス事業者等との調整を行う事業所。

居宅サービス給付費

地域密着型サービスと施設サービス以外の自宅を中心に利用するサービスにかかる費用に対して保険者が負担する費用（9割又は8割）のこと。

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が訪問して療養上の管理や指導を行うもの。

ケアプラン

要介護者・要支援者が適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や生活環境、本人や家族等の希望をふまえて作成する介護サービス計画。

ケアプラン点検支援

介護サービスの適正な利用や支援に繋げるため、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」につながる適切な介護サービスの提供となるよう介護支援専門員とともに検証確認すること。

ケアマネジメント

利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせるために調整を行うこと。

ケアマネジャー

利用者の希望や心身の状態等を考慮してケアプランの作成や介護サービスの調整・管理を行う介護支援専門員。

軽費老人ホーム

60歳以上で家庭環境・住宅事情等の理由のため、家庭で生活することが困難な方が入所できる施設。給食付と自炊型がある。

健康教育

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、知識の普及を図り、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持・増進のため、講演会、教室等を実施する事業。

健康寿命

日常的に介護を必要としないで、心身ともに自立した生活ができる生存期間。

権利擁護

判断能力が不十分な方や自己防御が困難な方が不利益を被らないよう支援を行うこと。

高額介護サービス費

要介護者等が1ヶ月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに、利用者負担額と上限額の差額を保険者が支払う費用のこと。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

高齢者

65歳以上の高齢者のこと。

高齢者安心見守り隊

認知症サポーター養成講座及び高齢者安心見守り隊養成講座を受講された方で、地域の関係者等と協力・連携しながら支援の必要な高齢者や家族の見守りを行っていただいている。

高齢者虐待

高齢者のケアが不適切な行為となって、高齢者の権利利益が侵害され、生命や心身又は生活に何らかの支障をきたしている状況又はその行為。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）の5つの種類が「虐待」とされている。

高齢者にやさしいまちづくり協定

全ての社員が認知症サポーターとなり、徘徊SOSネットワークによる緊急時メールの配信先や、企業として独自の取組みを行うといった積極的な協力をいただける企業と締結する協定。

コミュニティバス

一定の地域内を、その地域の交通需要に併せて運行するバス。小型バスで住宅地の内部まで運行し、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーすることが難しいきめ細かい需要に対応するためのもの。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

入居した高齢者に対して日常の見守りや生活相談サービスなどの生活支援サービスを提供する施設。

ささえさん事業（高齢者ボランティアポイント制度）

65歳以上の方が介護施設等で高齢者支援活動を行ない、活動で受けたポイントに応じて換金を受けられる有償ボランティア制度。

施設サービス給付費

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して受けるサービスにかかる費用に対して保険者が負担する費用（9割又は8割）のこと。

社会福祉協議会

市区町村を単位として、地域に密着した社会福祉に関する活動を行う組織。

住宅改修

介護が必要な要介護者が手すりの取付け等をはじめとした改修を自宅に行うことで、対象となる改修費（上限 20 万円）の 9 割又は 8 割が介護給付として支給される。

縦覧点検

複数月にまたがる保険給付の状況確認や医療保険の入院情報と介護給付の給付情報を突合することにより、提供されたサービスの整合性や算定回数・日数等を点検し、請求内容の誤り等の有無を確認し、過大給付があった際には返還処理を行う。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者や要支援者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて受けられるサービス。地域密着型サービスの一つ。

シルバー人材センター

高齢者に対して、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供することを目的として設立された団体で、働くことを通じて生きがいを得るとともに地域社会の活性化に貢献する組織。

生活困窮者自立相談支援機関

生活保護受給者以外の生活困窮者が抱える複合的な課題に対応する包括的な相談支援の機関で、個々の生活困窮者の状況に応じ、居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に行う。

生活支援コーディネーター

高齢者の介護予防と生活支援の基礎となる部分を構築するための様々なコーディネートを行う方。地域の支え合い活動を発掘したり、新たなサービスの開発や育成、ネットワークの構築などに関わる。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が原因となり、発症・進行する疾病。

精神保健福祉士

国家資格をもち、精神的な障害のある方に対して、日常生活がスムーズに営めるように支援したり、社会参加に向けた支援活動を行う方。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神的な障がいがあるため判断能力が不十分な方が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。

前期高齢者

65 歳から 74 歳までの高齢者のこと。

【た行】

ターミナル

余命わずかとなった時期。終末期。

第 1 号被保険者

65 歳以上の方

第 2 号被保険者

40 歳から 64 歳までの医療保険加入の方

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（短期入所サービス）

介護老人福祉施設や短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護をはじめ日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービス。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（短期入所サービス）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を受けるサービス。

団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々のこと。この世代の方が高齢者となる時期を迎え、様々な社会的影響が予測されている。

地域医療構想

平成 26 年に成立した医療介護総合確保推進法によって都道府県が策定することを義務化されたもので、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービスの体制を築く目的から、将来の医療需要と病床の必要量を推計し、地域の実情に応じた方向性を定めていくこととされている。

地域共生社会

高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会のこと。高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」の構築を推進するなかで、これをより進化させ、困難を持つあらゆる方を地域で支えるための仕組みとされている。

地域ケア会議

地域包括支援センターが主催するもので、多職種（介護事業者、医療関係者、ケアマネジャー、民生委員、行政職員等）が、個別ケースの課題解決や地域課題を検討する会議。

地域後見サポート事業

認知症、知的障がい、精神障がい等の権利擁護を目的とした成年後見制度の利用促進のため、松阪市社会福祉協議会が行う相談支援や法人後見などの事業。

地域交流型一般デイサービス事業

過疎地域などで集会所や公的施設を活用して行う地域限定のデイサービス事業。一般高齢者のほか、地域の実情に応じて障がい者、子どもも参加できる。

地域支援事業

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。

地域包括ケア推進会議

各地域包括支援センターで実施される「地域ケア会議」から見出された地域課題に対し、松阪市に必要な取組みについて検討し、資源開発や政策の立案、提言をしていく機能を持つもの。また、多職種連携の推進を図るためのグループワーク、研修等も定期的開催している。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行う公的機関。高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門3職種がチームで活動し、包括的・継続的な支援をおこなう地域包括ケアの実現を目指している。

地域密着型サービス

地域密着型サービスと施設サービス以外の自宅を中心に利用するサービスにかかる費用に対して保険者が負担する費用（9割又は8割）のこと。介護を必要とする方が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう平成18年度に創設された介護サービス。地域の特性や実状に応じて計画的にサービスが提供できるよう、市町村が指定・指導監督を行う。

地域密着型サービス給付費

居宅介護サービスと施設サービス以外の介護サービスにかかる費用に対して保険者が負担する費用（9割又は8割）のこと。

地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所。少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、平成28年4月から地域密着型サービスに移行された。

調整交付金

各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付される交付金。

通所介護、介護予防通所介護

デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供等日常生活の世話を受けたり、機能訓練を行うサービス。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院等の施設に通って、心身の機能維持・回復のために必要なりハビリテーションを行うサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行い、重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるサービス。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うサービス。

特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費

所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が施設サービスや短期入所サービスを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される費用（補足給付）。

特定福祉用具購入、介護予防特定福祉用具購入

福祉用具のうち衛生上の理由から貸与にはふさわしくないもの（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具等）を購入したときに、対象となる費用（上限 10 万円）の 9 割又は 8 割が介護給付として支給される。

【な行】

日常生活圏域

松阪市内の地域を、中学校区ごとに地域分けをしたもの。

認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

認知症高齢者

脳の知的な働きが、広範な器質的障がいなどの後天的な病気により、持続的に低下した高齢者で「認知症症状」を示している高齢者のこと。

認知症サポーター

地域で暮らす認知症の方や家族をそれぞれの生活場面でサポートや、地域の様々な社会資源をつなげる窓口となる役割を担う方のこと。

認知症初期集中支援チーム

家族等の訴えにより、医療・介護の専門職が複数で認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的（おおむね 6 ヶ月）に行い自立した生活のサポートを行うチーム。

認知症スクリーニング

認知症のおそれがあるかどうかを把握すること。

認知症対応型共同生活介護

グループホーム。要介護者や要支援者（要支援 1 を除く。）であって、認知症の方が共同生活を営むべき住居において、入浴、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

認知症地域支援推進員

認知症の方への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐ調整役としての役割を持つスタッフ。

【は行】

パブリックコメント

行政機関が政策を実行するために新たな規制や計画を設け、又はそれらを改廃しようとするとき、その案を公表し、国民や事業者からの意見・情報・専門的知識を得て公正な意思決定をするための制度。

福祉有償運送

社会福祉法人やNPOなどが、道路運送法に基づき登録を受けて、高齢者や障がいのある方などで公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、買い物、レジャー等を目的に自家用自動車により有償で行う個別輸送サービスのこと。

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

要介護者・要支援者に対して日常生活上の便宜や機能訓練のために利用する福祉用具（特殊寝台や車いす等）を貸与すること。

訪問介護、介護予防訪問介護

ホームヘルパーが訪問して入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行うサービス。

訪問看護、介護予防訪問看護

看護師等が訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

巡回入浴車が家庭を訪問して入浴の介助を行うサービス。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が訪問して、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを行うサービス。

ボランティア

ボランティアをする人、又は行為全般を表す言葉。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

【ま行】

まつさか元気アップリーダー

介護予防いきいきサポーターのなかでも地域で介護予防のための運動を実践する集いの場の立ち上げを目指し、自主運営のための研修を受けたボランティア。実際に各地域にあった形で健康づくり・介護予防に取り組んでいただいている。

慢性期

病状は比較的安定しているが、治癒が困難な状態が続いている時期のこと。

民生委員・児童委員

一人暮らしや寝たきりの高齢者等への援護活動をはじめ、生活上の様々な問題を抱えている方の相談・援助や、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力するなどの活動を行う方のこと。民生委員は民生委員法に基づき、児童委員は児童福祉法に基づき市町村に置かれ、民生委員法により民生委員は、児童委員に充てられたものとなる。

【や行】

夜間対応型訪問介護

24時間365日安心して生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられるサービス。地域密着型サービスの一つ。

有料老人ホーム

高齢者が入所し、食事の提供やその他の日常生活上必要な便宜を受けることができる施設で、老人福祉法による老人福祉施設でないもの。入居に際しては一定の費用が必要。形態として健康型、住宅型、介護付型がある。

要介護者・要支援者

介護保険制度による要介護認定審査において要介護又は要支援状態と判定された人。要介護は1から5までの5段階、要支援は1から2までの2段階がある。

養護老人ホーム

65歳以上で、家庭環境や経済的理由等により、在宅での生活が困難な方が入所できる施設。市町村長の措置により入所させる施設。

予防給付

要支援1，2の方が利用する介護予防サービス費のうち、保険者が負担する9割又は8割分。

【ら行】

RUN伴

認知症の方と一緒に誰もが暮らしやすい地域づくりを目指して、認知症の方や家族、支援者、一般の方がリレーをしながら、一つのタスキをつなぎゴールを目指す全国的イベント。

理学療法士

国家資格を持ち、医師の指示を受けて物理療法（理学療法）を行う専門職。

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上、レクリエーションなどのために利用できる通所施設。

老人福祉法

老人福祉の基本法として、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的に、昭和38年に制定された法律。

ロコモティブシンドローム

運動器症候群。骨や関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動器に障害が起こり、移動機能の低下をきたして、要介護になるリスクの高い状態のこと。

松阪市第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画

平成30年3月

発行：松阪市健康福祉部介護保険課

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

電話：0598-53-4058

FAX：0598-26-4035